

砥部町介護基盤整備事業実施要綱

平成 27 年 9 月 3 日

砥部町告示第 140 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、介護基盤整備事業の実施に関する基本的事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 介護基盤整備事業とは、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条 1 項の規定により県が作成した計画（以下「県計画」という。）の範囲内で、県が設置した地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を財源の全部又は一部として実施される別記に定める事業をいう。

(実施主体)

第 3 条 介護基盤整備事業の実施主体は、事業者及び町とする。

2 町長は前条に定める事業を実施する事業者に対し、県から交付された補助金の全部又は一部を財源として補助金の交付を行う方法により実施するものとする。

(介護基盤整備事業の対象外)

第 4 条 診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されているものは、介護基盤整備事業の対象としないものとする。

(実施の条件)

第 5 条 町が事業者の実施する事業（以下「補助対象事業」という。）に対して補助金を交付する場合には、町長は、補助対象事業を実施する者（以下「補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付すものとする。

- (1) 補助対象事業者が補助対象事業を実施するために必要な調達を行う場合には、町の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、町長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了す

る日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまで、町長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(6) 町長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

(7) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(8) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(9) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合に、速やかに町長に報告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部を町に納付させることがある。

(10) 補助対象事業者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を町に納付させることがある。

2 町長は、前項各号により付した条件に基づき、承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

3 町長は、第 1 項第 6 号により補助対象事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付するものとする。

4 町長は、第 1 項第 10 号により補助対象事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付するものとする。

（実績報告等）

第 6 条 補助対象事業者が事業を実施した場合については、補助対象事業者は、毎年度、事業の実績報告を町が定める様式により、町長に提出しなければならない。

2 事業の実績報告をする際には、町からの補助金の交付年度毎に経理を区分しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、介護基盤整備事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年6月27日砥部町告示第112号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年7月28日砥部町告示第155号）

この告示は、公表の日から施行する。

別記

介護基盤整備事業

1 目的

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的とする。

2 対象事業

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 地域密着型サービス等整備等助成事業

（ア）に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が次に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を払い得る財源が確保されていること。
- ・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払い可能であると認められること。

さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障がい者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障がい者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

（ア） 対象施設

- a 地域密着型（定員 29 人以下）な特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- b 小規模（定員 29 人以下）な介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- c 小規模（定員 29 人以下）な介護医療院
- d 小規模（定員 29 人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- e 小規模（定員 29 人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- f 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第 107 号）」第 34 条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65 m²（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）
- g 認知症高齢者グループホーム
- h 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）
- i 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- j 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- k 認知症対応型デイサービスセンター
- l 介護予防拠点（要介護状態等（介護保険法第 2 条第 1 項に規定する要介護状態等をいう。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、同法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス B・C や、多様な通いの場を整備する場合を含む。以下同じ。）
- m 地域包括支援センター
- n 生活支援ハウス（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、過疎地域自立促進特別

措置法（平成 12 年法律第 15 号）又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）に基づくものに限る。以下同じ。）

o 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ

p 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として該当施設又は事業者の職員を対象にしたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障がい者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）

（イ） 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。（(2)ウ及び(4)の事業を除き、以下同じ。）

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。） ※ 1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※ 2 既存施設等に移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※ 1、※ 2 について同上。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員 30 人以上の広域型施設の修繕

を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を 1 施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設 1 施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る 1 年から 4 年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和 5 年度中に着工することとする。

（ア） 大規模修繕・耐震化の対象施設

- a 広域型（定員 30 人以上）の特別養護老人ホーム
- b 広域型（定員 30 人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員 30 人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員 30 人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員 30 人以上）の軽費老人ホーム

（イ） 整備区分

- a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事

(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定により指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事

(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事
-----------------------	--------------------

(注) 一定年数は、おおむね 10 年とする。

b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

(2) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。

(ア) 特別養護老人ホーム

(イ) 介護老人保健施設

(ウ) 介護医療院

(エ) 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設

- ・ 介護老人保健施設
- ・ ケアハウス
- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 認知症高齢者グループホーム

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホームの多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

1 人当たりの面積基準については、4 人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての 1 人当たり面積基準は設けず、多床室全体として 1 人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

ウ 介護療養型医療施設転換整備支援事業

(ア) 対象事業

介護療養型医療施設から転換して次に掲げる施設を整備する事業対象とする。

なお、いずれも、定員規模は問わないこととし、c、d並びにjについては特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わないこととする。また、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、令和5年度末までに1床当たり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合については、本事業の対象とする。

- a 介護老人保健施設
- b 介護医療院
- c ケアハウス
- d 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）
- e 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 生活支援ハウス
- j サービス付き高齢者向け住宅

(イ) 整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創 設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改 築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改 修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

エ 介護施設等における看取り環境整備推進事業

次に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 養護老人ホーム
- (オ) 軽費老人ホーム
- (カ) 認知症高齢者グループホーム
- (キ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

オ 共生型サービス事業所の整備推進事業

障がい者や障がい児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障がい者や障がい児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。

- (ア) 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）
- (イ) 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）
- (ウ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (エ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(3) 介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材（外国人を含む。）を確保するため、イに掲げる介護施設等（いず

れも、定員規模は問わない。)の事業者が当該介護施設に勤務する職員(職種は問わず、幅広く対象)の宿舍を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

ア 対象事業

- (ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舍の定員規模や設備(居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等)は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等(建築中のものを含む。)に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。
- (イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍(原則として本事業で整備する宿舍の所在する市町村内の地域内とする。)類似の家賃と比較して低廉なものとする。
- (ウ) 設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- (エ) 入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲(定員規模の2割以内)において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。
- (オ) 土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舍の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舍所有者から宿舍を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

イ 対象施設等

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設

- (ウ) 介護医療院
- (エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- (オ) 認知症高齢者グループホーム
- (カ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

ウ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舎を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。（一部改築を含む。） ※ 1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※ 2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※ 1、※ 2 について同上。
改修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

3 補助額の算定方法

(1) 算定方法

別表の第 1 欄に定める施設等の区分ごとに、第 2 欄に定める配分基礎価に

第3欄に定める単位の数に乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

ただし、「介護職員の宿舍施設整備事業」については、別表の(3)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 財政上の特別措置

次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、3の(1)により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を補助額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・ 特別養護老人ホーム ・ ケアハウス ・ 生活支援ハウス	別表の第2欄に定める配分基礎単価に 0.10 を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・ 特別養護老人ホーム ・ 生活支援ハウス	別表の第2欄に定める配分基礎単価に 0.50 を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・ 特別養護老人ホーム	別表の第2欄に定める配分基礎単価に 0.30 を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・ 特別養護老人ホーム	別表の第2欄に定める配分基礎単価に 0.30 を乗じて得た額

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・生活支援ハウス ・介護医療院	別表の第 2 欄に定める配分基礎単価に 0.32 を乗じて得た額
--	--	---

4 その他

介護基盤整備事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

ア 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。

イ 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。

ウ 過疎、山村等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。

エ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。

オ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。

カ 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。

キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

別表 配分基礎単価

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、町長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計・監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されているショートステイ用居室	2,000～4,480千円の範囲で町長が定める額	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	25,000～56,000千円の範囲で町長が定める額	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～56,000千円の範囲で町長が定める額	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,380千円の範囲で町長が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円の範囲で町長が定める額	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,790千円の範囲で町長が定める額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～33,600千円の範囲で町長が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円の範囲で町長が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円の範囲で町長が定める額	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円の範囲で町長が定める額	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	11,900千円の範囲で町長が定める額	施設数	
・介護予防拠点	8,910千円の範囲で町長が定める額	施設数	
・地域包括支援センター	1,190千円の範囲で町長が定める額	施設数	
・生活支援ハウス	35,700千円の範囲で町長が定める額	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,190千円の範囲で町長が定める額	整備床数	
・施設内保育施設	11,900千円の範囲で町長が定める額	施設数	
介護施設等の合築等			
・別表地域密着型サービス施設等の整備の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,910千円の範囲で町長が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
・特別養護老人ホーム	1,128千円の範囲で町長が定める額	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単位を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(2) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、町長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計、監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「個室 → ユニット化」改修	1,190 千円 の範囲で町長が定める額	整備床数	
「多床室 → ユニット化」改修	2,380 千円 の範囲で町長が定める額		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム			
特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修	734 千円 の範囲で町長が定める額	整備床数	
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備			
・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅	創設 2,240 千円 の範囲で町長が定める額	転換前床数	
	改築 2,770 千円 の範囲で町長が定める額		
	改修 1,115 千円 の範囲で町長が定める額		
介護施設等の看取り環境の整備			
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	3,500 千円 の範囲で町長が定める額	施設数	
共生サービス事業所の整備			
・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,029 千円 の範囲で町長が定める額	事業所数	

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

(3) 介護職員の宿舍施設整備事業

1 区 分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員の宿舍施設整備事業			
・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	介護職員 1 定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の該当建築面積を基準面積とする。	1 / 3	特別養護老人ホーム等の職員の宿舍の整備（宿舍の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6％に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同様と認められる購入費用等を含む。

注）いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。